

# 静岡市 越境EC導入支援実施業務

## 出品者 募集要項

### お申込みの方法

#### ① 出品申込の申請

以下の入力フォームから、出品申込の申請をしてください。

#### 【申請フォーム】

[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeNPCJyuC\\_wlU0JvuyIWE3lVxve0ya6l1lIQ3oBF8X0r9TPw7A/viewform](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeNPCJyuC_wlU0JvuyIWE3lVxve0ya6l1lIQ3oBF8X0r9TPw7A/viewform)

#### ② 募集企業数 8社

※ 応募が定数を上回る場合、選考及び委託者と協議の上参加事業者を決定します。

#### ③ 期間

令和6（2024）年7月23日（火）から申込開始

#### ④ 専門家との事前オンラインヒアリング（面談形式）

令和6（2024）年7月23日（火）から随時参加事業者と面談を行い、本事業についての説明、販売条件、費用負担など越境ECモール出店、ショールームストア出店に関する事など参加事業者に説明させていただきます。

#### ⑤ 出品までの流れ

- ・越境EC専門家とオンライン面談、ヒアリング
- ・審査：専門家と静岡市で審査
- ・決定
- ・商品情報の提供、ブラッシュアップ
- ・出品作業

【お問合せ先】 運営事業者・ジェイGrab株式会社〔静岡市越境EC導入支援実施業務委託事業者〕

E-mail : [shizuoka-city@j-grab.co.jp](mailto:shizuoka-city@j-grab.co.jp)

（事務局スタッフ共有のためメールでのご連絡、ご相談ください）

【事業所管】 静岡市役所 経済局 商工部産業振興課 経営支援係

TEL 054-354-2058

E-mail [sangyoushinkou@city.shizuoka.lg.jp](mailto:sangyoushinkou@city.shizuoka.lg.jp)

## 【目次】

1 事業案内	3P
2 本事業の概要	4P
3 当該事業における支援内容について	5P
4 応募方法	8P
5 出品者及び支援内容の選定	9P
6 事業スケジュール（予定）	10P
7 その他	10P
出品者募集要項等に関する規約	11P

## 1 事業案内

国内市場の縮小等に伴い海外販路開拓に取り組む市内中小企業は、昨今の原材料費や物流費高騰等に直面しています。他方で、コロナ禍において市場が急拡大した国際的な電子商取引(以下、越境 ECという)は、今後も世界的な市場の成長が見込まれており、企業の関心も高くなっています。

本業務においては、こうした課題に直面している市内中小企業に対して、専門家によるフォローアップのもと、越境ECモール、および米国ショールームストアQRコード販売を活用したテストマーケティング支援を行い、市内中小企業の海外事業の取組を支援し、販路拡大を促進します。

なお、業務の実施にあたっては、幅広い業種かつ様々な規模の市内中小企業の特徴を活かした販促支援に取り組むとともに、初めて海外展開に取り組む企業に対しても、企業ニーズを踏まえた支援を行い、市内中小企業の海外展開手法の裾野拡大を目標とします。

越境EC専門家の助言を受けながら、自社の優れた技術や商品を海外に向けてPRし、販路拡大に取り組む企業の皆さまのお申込みをお待ちしています。

なお、本事業の運営は、運営事業者・ジェイGrab株式会社〔静岡市越境EC導入支援実施業務委託事業者〕(以下、「運営事業者・ジェイGrab」という。)が行います。

### 【ジェイGrab株式会社 会社概要】

本社所在地：〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町14-1 ハッチェリー渋谷

事業概要：日本から世界に商品を販売できる越境 EC モールの運営から越境 EC サイト構築、海外の主要な EC モール開店運営支援を営んでおります。

越境 EC モール「j-Grab Mall」は、オンラインでの出品・販売とあわせて、海外の実店舗に商品を展示して QR コードで購入できる「ショールームストア販売」を実現、日本の事業者の海外進出、販路拡大を支援しています。

HP：<https://www.j-grab.co.jp/>

E-mail：[shizuoka-city@j-grab.co.jp](mailto:shizuoka-city@j-grab.co.jp)

## 2 本事業の概要

本事業は、運営事業者・ジェイグラフの運営により、越境 EC モール出品代行支援、米国ショールームストアでのQRコードにより越境EC販売、越境 EC専門家による越境ECセミナー、助言・フォローアップ支援などの提供を行うものです。

### (1) 募集対象商品

- ・募集数：概ね8社程度 / 24商品程度（原則 1社3品まで）
- ・対象商品：市内企業の自社製品

出品可能な企業	小規模事業者・中小企業者等
販売可能な製品	出品者が製造・企画・販売する自社製品 (製造のみを外部委託している商品も可。詳細は委託者と協議の上、決定すること。)
	(例)工業製品、日用雑貨、アウトドア用品、スポーツ用品、伝統工芸品

### ※取り扱いができない商品

- ・食品
- ・コスメ・美容品
- ・医薬品、医療機器
- ・動植物、土壌
- ・効果等に具体的な根拠のない商品
- ・公序良俗に反する商品
- ・不正な手段で取得した商品
- ・著作権や商標権などの他人の権利を侵害する商品
- ・日本を含め各国の法令に違反しているか、その可能性がある商品
- ・国際条約や協定で輸出入が禁止されている商品
- ・その他、静岡市またはジェイグラフが不適当と判断した商品

### (2) 支援対象事業者について

ア 静岡市内に事業所を有している中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業等協同組合法第3条第1号、同号2、同号4に規定する事業協同組合、事業協同商組合、企業組合）であり、みなし大企業でないこと。

※みなし大企業とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ・発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を、同一の大企業が所有している者
- ・発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を、大企業が所有している者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者

イ 構成員の3分の2以上がアに規定する者である団体

ウ 商品を自ら企画・製造(製造のみ外部委託も可)し、自社商品として販売していること

### 3 当該事業における支援内容について

#### (1) 越境 EC モール出品代行支援について

下記の越境ECモール内において、商品の出品や販売に係る事務を代行します。越境ECを利用しての販売が未経験の方でも運営事業者・ジェイクラブが一通り出品を支援します。

##### ①出品代行について

###### ア 出品する越境 EC モール

【基本の出品先】 j-Grab Mall 【BtoC BtoB向け連携先】 eBay.com、Shopee、Walmart等

イ j-Grab Mall には全商品を出品しますが、その他の越境ECモールについては、各ECモール出品規則や内部的なルールにより出品審査が行われ出品できないことがあります。そのため、出品先のECモールの指定はできませんのでご了承ください。

ウ 出品期間（準備期間を含む）は令和 6（2024）年 8 月（順次）から令和 7（2025）年 2 月までを予定しています。

エ j-Grab Mall、Walmart、Shopeeサイト内の表示言語は英語表記とします。eBayでは英語以外にイタリア語、スペイン語、フランス語、ドイツ語など10以上の言語での出品を予定しています。

##### ②プロモーション支援について

季節催事に併せた割引キャンペーンや SNS 等を活用したプロモーション支援を実施します。

##### ③越境 EC 専門家による支援について

ア 出品商品に関するアドバイスや顧客からの問い合わせ対応等について、越境EC専門家による助言を行います。

イ 出品開始後の一定期間経過後、出品者に対し、販売状況の報告及び出品サイトのアクセス分析結果等のフィードバックを行います。

ウ 出品期間終了後、フォローアップ会を開催し、越境 EC 専門家による出品実績のフィードバックを行うとともに今後の方針、自立した越境EC運営等について助言を行います。

##### ④管理運営・販売方法について

ア 販売形式は、委託販売形式とします。

イ 委託販売に必要な取り決め事項について、出品者は運営事業者・ジェイクラブと委託販売契約を締結していただきます。

ウ 購入者や購入希望者からの基本的な問い合わせ窓口対応を運営事業者・ジェイクラブが代行します。ただし、答えられない質問や交渉が入った場合には速やかに返信できるようご協力ください。

エ 越境 EC モールから注文が入った際、出品者に対して受注があった旨を運営事業者・ジェイクラブから通知するので、受注品を大阪の指定倉庫まで速やかに（当日または翌日）発送してください。

オ 国内指定倉庫までの商品発送、及び掲載期間終了後の倉庫から出品者までの返送、返品、国内倉庫に発送した時点で欠損等があった際の交換費用等に係わる費用は出品者負担とします。

カ 販売する商品は、発送する国・地域に則した法令を遵守するほか、税関・検疫手続き、

その他発送や通関に必要な手続きで、成分表など指定された情報が必要になった際、速やかに協力してください。

- キ 注文が入った際、出品者が発送した商品について、指定物流会社が国際配送に適した梱包、インボイス作成、伝票作成の貼付を行い、購入者に配送代行処理を行います。
- ク 販売成約できた商品は、出品者と運営事業者・ジェイクラブとの委託販売契約に基づき、出品者の国内の銀行口座に送金されます。3ヶ月毎の支払いを予定しています。

【参考】 出品する越境 EC モールについて

グローバル市場対応越境 EC モール掲載サイト:j-Grab.com

【j-Grab Mall の概要】(設立: 2022 年)

日本ブランドを「オンライン」x「ショールームストア」で世界に販売。j-Grab.com は、日本から世界に商品を販売できる越境 EC モールで世界の主要 EC モールとなる eBay、Shopee、Walmartなどに接続するためにハブとなる越境 EC モールです。オンラインでの出品・販売とあわせて、海外の実店舗に商品を展示し、QR コードで購入できる「ショールームストア販売」も実施することで、日本の事業者の海外進出、販路拡大を支援しています。海外 PL 保険付きで日本企業による運営のため、安心して海外販売に専念していただけます。

欧米・グローバル市場対応 EC モール 掲載予定サイト:eBay.com

【eBay の概要】(設立: 1995 年)

年間取引高: 10 兆円以上(2022 年 3 月時点) eBay.com は米国、欧州を中心としながら、豪、台湾(露天) 東南アジアなど世界 200 か国近くの国に越境 EC 販売できる世界最大級のグローバル EC モールです。取引の共通語は英語で日本の商品に興味を持つ世界中の購入者が集まってきます。出品者にとっての利益率が高いため、米 ECommerceBytes 社 Award2 年連続受賞しており、SDGs 面で欧州 No.1 とされています。eBayはj-Grab Mallと出品連携されたECモールです。

米国市場対応 EC モール 掲載予定サイト:Walmart.com

【Walmart の概要】(設立: 1962 年)

全米50州、全世界27か国に5,320 店舗のリアルストアを運営し米国第2 位のECモールも運営する老舗。近年日本製品の販売実績が好調で 実績重視のECモール。出品商品はブランド審査など厳しく、Walmart独自の厳格な審査を経て認可された商品のみが出品可能。実店舗の顧客を誘導できるWalmartの強みを活かした販売展開が可能。

欧米・グローバル市場対応 EC モール 掲載予定サイト:Shopee.com

【Shopee の概要】(設立: 2015 年)

同社はSeaグループ(旧称Garena)の傘下企業。東南アジア・台湾で最大級のグローバルECマーケットプレイスを運営しています。シンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナム、タイ、フィリピン、台湾計7か国で運営。競合のLazadaを凌ぎ販売実績とアプリダウンロードNo. 1になるなど勢いがあります。C2CとB2Cモデルが共存しており、物流網では100を超える宅配事業者と提携することで購入したその日や翌日に届くため、東南アジアのAmazonとも言われています。

#### ⑤「ショールームストア（QRコード販売）」への出展

##### ア 展示会概要

- ・会期：令和 6（2024）年 11 月 25 日（月）～ 12 月 25（水）を予定しています。
- ・場所：『LUNE NOIR』 Sawtelle 雑貨 ショップ を予定。（変更になる可能性あり）  
（2003 Sawtelle Blvd, Los Angeles, CA 90025）
- ・出展方法：商品展示棚に 8 商品程度で共同展示します。
- ・イベント中に10問程度のアンケート調査を実施して結果をフォローアップ  
会にて共有いたします。

##### イ 選考方法

- ・対象：本事業に出品している市内企業 8 社程度
- ・商品数：1 社あたり 1 品（SKUはジェイクラブと相談して決定）
- － 選考：静岡市とジェイクラブで選考
- ・申込期限：令和 6（2024）年 9 月 30 日

##### ウ 費用負担

出展料、展示店舗までの配送料は無料です。その他出展に係る一切経費は各社でご負担ください。展示品は10月15日までに事務局が指定する場所に事業者負担で発送してください。展示品の展示終了後返送はできませんので無償提供となりますのでご了承ください。

#### 4 応募方法

##### (1) 越境ECモール出品申込申請

以下入力フォームより、出品申込を申請してください。

##### 【申請フォーム】

[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeNPCJyuC\\_wlU0Jvu\\_yIWE3lVxve0ya6l1lIQ3oBF8X0r9TPw7A/viewform](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeNPCJyuC_wlU0Jvu_yIWE3lVxve0ya6l1lIQ3oBF8X0r9TPw7A/viewform)

##### (2) 1 企業あたり応募可能な商品は、3 商品（セット商品は 1 商品とみなす）となります。

1 商品につき、カラー、サイズ等バリエーションは 10 パターン（SKU）までとします。

※SKU=Stock Keeping Unit

（SKUの数え方）色が白／黒／灰、サイズがS/M/Lの商品であれば合計で9SKU

##### (3) 募集期間（令和 6 年度）

令和 6（2024）年 7 月 23 日（火）から募集開始

※応募が定数を上回る場合、選考及び委託者と協議の上参加事業者を決定します。

##### (4) お問い合わせ先

運営事業者・ジェイクラブ株式会社 [静岡市越境 EC業務委託事業者]

E-mail shizuoka-city@j-grab.co.jp



## 5 出品者の選考

### (1) 越境 EC 専門家による事前面談

申請内容を基に越境 EC 専門家による事前面談を行います。

- ・期間：令和 6（2024）年 7 月 23 日（火）から随時実施
- ・時間：約 30 分～1 時間
- ・その他：オンライン会議ツール「Zoom」を使用予定。

### (2) 出品者選考

申請内容及び事前面談内容を基に越境 EC 専門家による評価を行います。静岡市はその評価を基に審査を行います。

#### ア 越境 EC 専門家による評価視点

- (ア) 独創的で個性的な商品であるか
- (イ) 越境 EC を利用する消費者に対し興味を引く商品であるか
- (ウ) 越境 EC モールに適した商品であるか
- (エ) 越境 EC を活用した商品販売に関する社内体制（ホームページや SNS 運用、担当者配置等）が整っているか
- (オ) 安全に使用できる商品であるか
- (カ) その他、本事業出品商品として適当な商品であるか

イ 審査結果は静岡市から E-mail で通知します。審査結果に関する個別お問い合わせにはお答えいたしかねますのでご了承ください。

### (3) 選考後の流れ

#### ア 委託販売契約締結

出品者として選考された企業は、運営事業者・ジェイクラブと個別に面談を行い、出品条件（商品、準備状況、商品説明、内容・成分・含有量などの確認、卸値と海外販売価格、輸送方法、成約時の国内配送方法、JANコードまたは独自コードシール貼り付け、商品破損時や返品・返金となった際の対応方法など）について合意の上、運営事業者・ジェイクラブと委託販売契約を締結していただきます。

#### イ 商品情報の登録

運営事業者・ジェイクラブが提示した所定様式を基に、商品説明の詳細を記載するエントリーシートを日本語で作成いただきます。サイトに掲載するための翻訳については運営事業者・ジェイクラブが行います。

なお、英語での翻訳文やカタログを既に用意されている企業はそちらを利用することでも構いませんが、より販売効果の高い英文や翻訳が考えられる場合は、運営事業者・ジェイクラブまたは静岡市からご相談させていただく場合がございます。

また、越境 EC モールへの掲載は、運営事業者・ジェイクラブが出品者から提出された商品情報等を基に、商品カタログを作成し翻訳を行った後に掲載して商品の出品を開始します。出品された商品は適宜プロモーション、販促活動を実施します。

ウ 越境 EC について理解を深めるためにも本事業実施期間中に開催されるフォローアップ会等に積極的にご参加ください。

## 6 事業スケジュール（予定）

令和 6 年 7 月 23 日（火）	事業のオリエンテーション、越境ECセミナー
同上	出品申込受付期間
令和6年7月23日日（火）から随時	越境EC専門家による事前面談（オンライン）
面談後～ 2週間以内（目安）	審査結果の通知
令和 6 年 8 月から令和 7 年 2 月（順次）	越境ECモール出品代行支援による出品（準備含む）SNS販促、ECモール内広告、国際送料優遇キャンペーンなど※出品開始後、3ヶ月経過後に出品者へフィードバックを実施します。
令和 6 年 11 月中旬～12月中旬頃	ショールームストア実施
令和 7（2025）年 3 月頃	越境 EC 専門家によるフォローアップ会

## 7 その他

- （1）申請内容に不備がある場合、疑義がある場合など、再申請・追加提出を求めることがあります。
- （2）円滑な事業運営のため、申請いただいた情報や、必要に応じてご提供いただく情報は、ジェイクラブの本事業における提携企業に提供します。また、静岡市は、施策及びこれに関連する各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

## 静岡市 越境EC導入支援実施業務 募集要項等に関する規約

### 1 基本条件

- (1) お申込の時点で「令和6年度越境EC導入支援出品募集要項」及び本規約の内容について遵守することに同意したものとします。
- (2) 出品者は、商品の申請内容のうち、商品の特徴や企業PR等に関する内容について、静岡市及びジェイクラブがパンフレット、ホームページ等に記載することに同意したものとします。

### 2 応募条件

以下をご了承の上、ご応募ください。

- (1) ジェイクラブが指定する形態での納品が可能であること（ラベルの貼付等）。
- (2) 輸入通関等に必要な情報・書類を提出できること。
- (3) プロモーションに必要な情報等を提供すること。
- (4) 静岡市及びジェイクラブが成果把握のために実施するアンケートやヒアリングに協力いただけること。
- (5) 販売期間中の売れ行きや EC 関連の商戦時期（クリスマス、送料無料キャンペーン等）に併せて実施する販売促進に向けたプロモーション（SNS やメディアを活用したキャンペーン対応等）に積極的に参加をすること。
- (6) 出品商品の J A Nコードは、出品者が準備をすること。申込時にすでに J A Nコードを取得している際は、再発行は不要です。J A Nコード未取得の場合に独自コードをジェイクラブが発行しそれを利用して管理すること。
- (7) 企業名が特定できない形式での本事業結果概要の公表に同意いただけること。

### 3 出品商品の選考

応募書類及び越境EC専門家による事前面談内容を基に越境EC専門家による評価を行います。静岡市はその評価を基に出品商品を審査します。審査後、申込者に送付する審査結果通知をもって出品の承認とします。

### 4 出品承認後の支援取り消し

出品の承認後、申込内容に偽りや瑕疵等その他出品にあたって当該事業に悪影響を及ぼすと静岡市、ジェイクラブ、連携先ECモールが判断した場合、越境ECモールへの掲載やプロモーション活動等商品に関する一切の支援について取消をする場合があります。なお、取消にかかる一切の損害について、静岡市は責任を負いません。

### 5 費用負担

次の費用は出品者からの負担が免除となります。

- (1) 商品ページ作成に係る費用
- (2) ショールームストアで展示する際の国際発送
- (3) j-Grab Mall含む連携先のECモールでの成約販売手数料
- (5) 本事業に於ける提携企業との面談にかかる経費（交通費等）
- (6) 海外 PL 保険
- (7) SNS販促・告知費用、モール内広告などのキャンペーン費用
- (8) その他、ジェイクラブと合意されたもの

## 6 諸条件

- (1) 発注数量等掲載や販売にあたっての諸条件はジェイクラブと出品者間で調整いただきます。プロモーション、およびショールームストアを実施するにあたり、展示用としての商品の無償提供をお願いする可能性がありますのでご協力をお願いいたします。ショールームストア展示期間終了後の返送は行えませんのでご了承ください。
- (2) 各出品者に割り当てられた越境 EC モールの掲載枠及びプロモーション支援の権利について全部又は一部を第三者に譲渡することはできません。

## 7 出品に関する事

- (1) 出品者は、「商品エントリーシート」に記載した商品の紹介を行うこととします。「エントリーシート」にご記入いただいた内容は、審査委員会をはじめ、パンフレット、越境 ECモール等の商品カタログ作成における基礎データとして使用いたしますので、間違いのないようご記入ください。内容の変更は、静岡市とジェイクラブが認めた場合を除き、原則することができませんのでご注意ください。
- (2) 出品及び商品販売等に関する契約、義務履行等は出品者及びジェイクラブとの間で行うものとします。
- (3) 出品方法は静岡市及びジェイクラブの指示に従うこととします。

## 8 免責事項

- (1) 本事業は、ジェイクラブが指定する商流にて、同社が指定する越境ECモール及び連携するECモールにおいて一定期間販売する事業です。なお、全体事業スキームが変更になる場合があります。
- (2) ジェイクラブとの委託契約は各出品者が行いますが、指定の期日までに契約締結ができない場合は事業の全部又は一部に参加できないことがあります。
- (3) 本事業において商品に起因、又はその他これに関連して生じた、若しくは生じたものと主張された傷害、死亡及び物的損害によるあらゆる損失、損害について、静岡市は責任を負いません。（海外PL保険を適用する予定です）
- (4) 本事業にて、出品者や購入者が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、静岡市はその責任を負いません。
- (5) 商品の紛失、破損、破棄、傷み等によって商品を販売できなくなった場合、静岡市はその責任を負いません。
- (6) 天災、現地の政情その他静岡市の責任に帰する事のできない事由により本事業の一部又は全部を中止せざるを得ない場合は、静岡市は出品申込受領後であっても、本事業一部又は全部を変更また中止することがあります。その際、出品者にお支払いいただいた費用、キャンセル料、商品返品、その他経費・損害を静岡市は補償しません。